



環境省取組と補助事業について

2025年 3月13日

環境省 近畿地方環境事務所
古川 泰成



1. 気候変動の影響
2. 国際的な動向
3. 我が国の現状
4. 環境省の主な取組
5. 主な補助事業（執行団体が窓口）

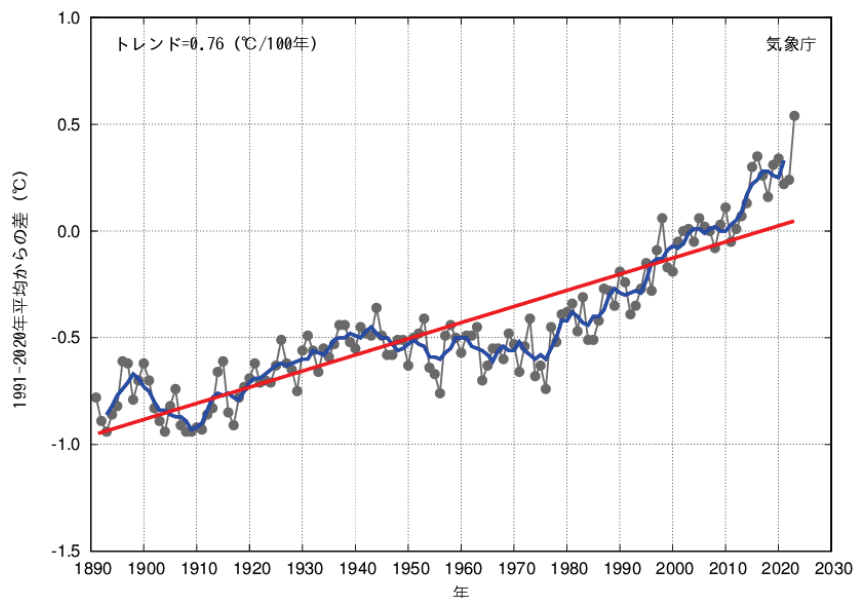
1. 気候変動の影響

世界と日本の平均気温の変化(2023年まで)

- 世界の年平均気温は、100年あたり0.76℃の割合で上昇している。
- **2023年の世界の年平均気温は、1891年以降で一番高い値になった。**
- 日本の年平均気温は、100年あたり1.35℃の割合で上昇している。
- **2023年の日本の年平均気温は、1898年以降で一番高い値になった。**

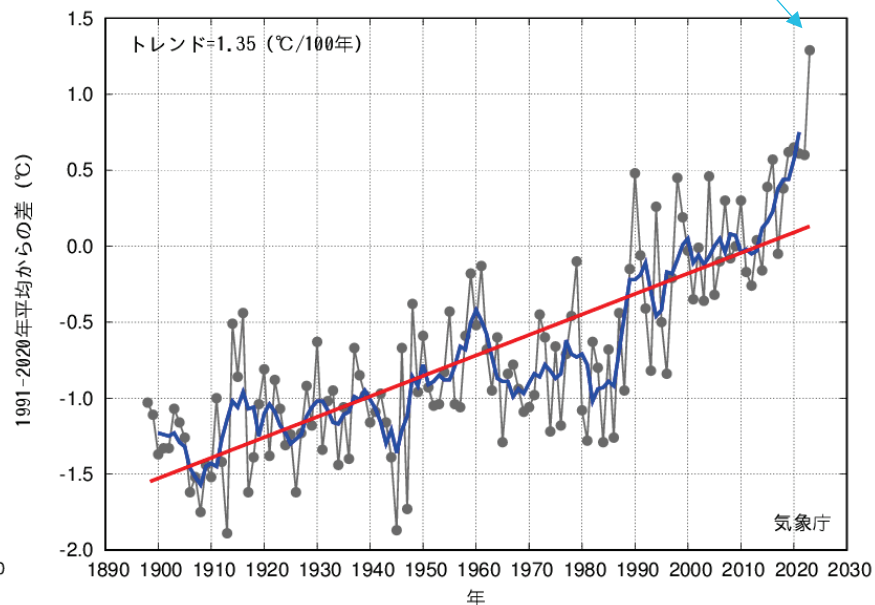
※2024年日本の平均気温も(6~8月)、平年値より1.76度高く、2023年と並び「最も暑い夏」となった。

世界の年平均気温偏差



1位: 2023年 (+0.54°C) 4位: 2019年 (+0.31°C)
 2位: 2016年 (+0.35°C) 5位: 2015年 (+0.30°C)
 3位: 2020年 (+0.34°C)

日本の年平均気温偏差



1位: 2023年 (+1.29°C) 4位: 2021年 (+0.61°C)
 2位: 2020年 (+0.65°C) 5位: 2022年 (+0.60°C)
 3位: 2019年 (+0.62°C)

※過去5年を赤字表記

出典: 気象庁HP

<参考> 地球全体の二酸化炭素濃度の年増加量について

2023年度から2024年の二酸化炭素年増加量が、2011年以降最大の3.5ppm/年となった

令和7年2月6日の環境省報道発表より

GOSATによる二酸化炭素の全大気平均濃度とその年増加量

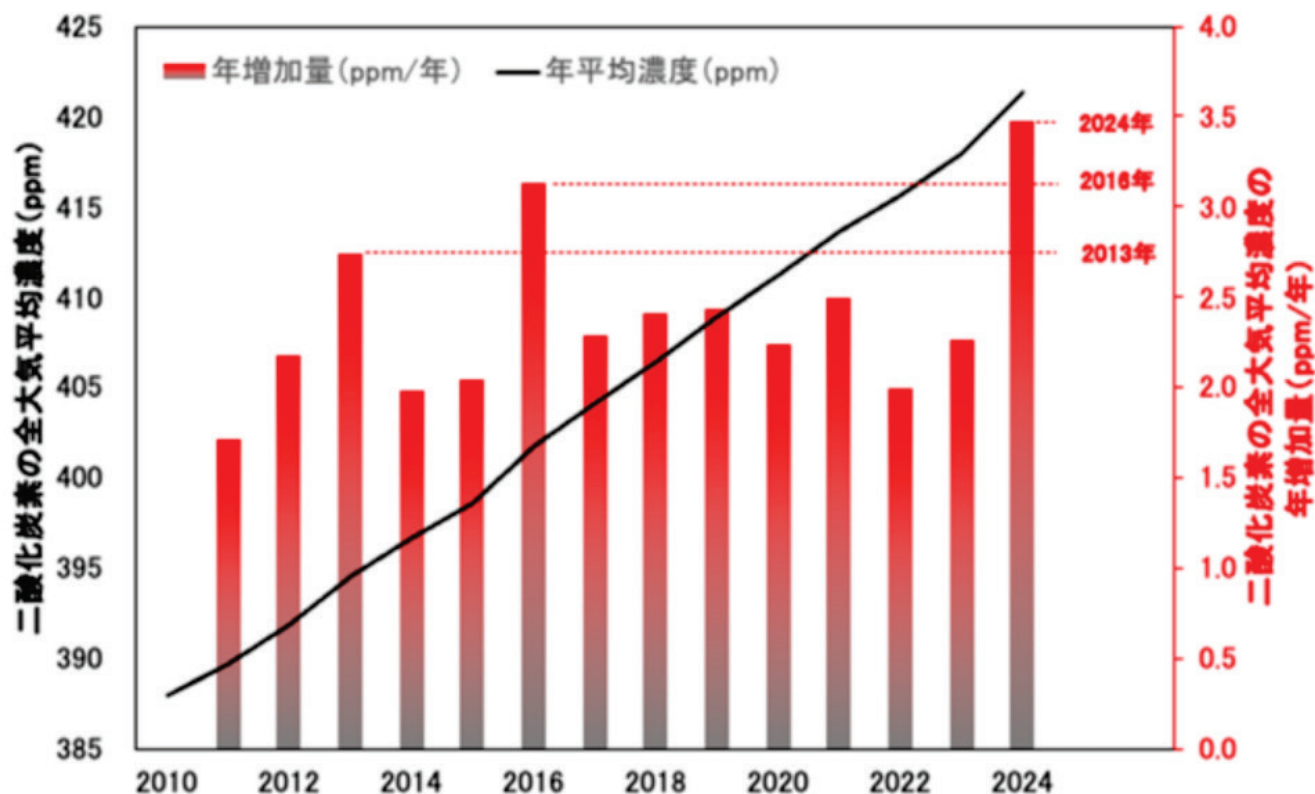


図1 GOSATによる二酸化炭素の全大気平均濃度の年平均値（黒折れ線グラフ、2010年から2024年）とその年増加量（赤棒グラフ、2011年から2024年）（四捨五入のため、図1の全大気平均濃度および年増加量と表1の数値が一致しないこともあります）

近年の主な世界の異常気象（2019～2021年）

これまで発生した極端現象の一部について、気候変動の影響が指摘されている
気候変動の進行に伴い、極端現象の強度及び頻度が増大する可能性が予測されている

IPCCによると、平均気温が2度上昇すると、産業革命前に10年に1回発生するような異常気象の頻度は、熱波5・6倍、大雨1・7倍、干ばつ2・4倍まで高まる

北極

2019年9月に日あたり**海氷面積**が、衛星観測記録史上2番目に小さい値を記録。

アメリカ

大雨・洪水

2018年7月～2019年6月の米域における平均降水量は史上最高。ミシシッピ流域ルイジアナ州で**7ヶ月の長期的洪水**。カナダオタワ地域では**6000世帯**が浸水。

熱波

2020年8月16日、カリフォルニア・デスバレーで**54.4℃**を記録。
 2021年6～7月の熱波により北米西部では**780人以上**が死亡。
 2021年6月29日、カナダ西部のリットンで**49.6℃の日最高気温**を観測し、**カナダの国内最高記録を更新**。

森林火災

2020年7月31日以降、カリフォルニアで大規模な山火事が発生。消失面積が過去最大となる。

アフリカ

熱帯低気圧

2019年3月にモザンビーク、ジンバブエに関連の死者数**900人以上**。南半球熱帯低気圧によるものとしては過去**100年間**で最悪の被害。

シベリア

熱波

2020年1月から6月にかけて記録的な高温。シベリア北部で**38.0℃**を観測。

ヨーロッパ

熱波

2019年6月にフランス南部で**46.0℃**を記録（観測史上最高）他6カ国でも最高記録を更新。

高潮

2019年11月にベネチアで高潮により水位が**1.85m上昇**（1966年以降最高）。

大雨・洪水

2021年7月中旬、ヨーロッパ西部で記録的な大雨があり洪水が発生。ドイツ～ベルギーでは、2021年7月中旬の大雨により**240人以上**が死亡。

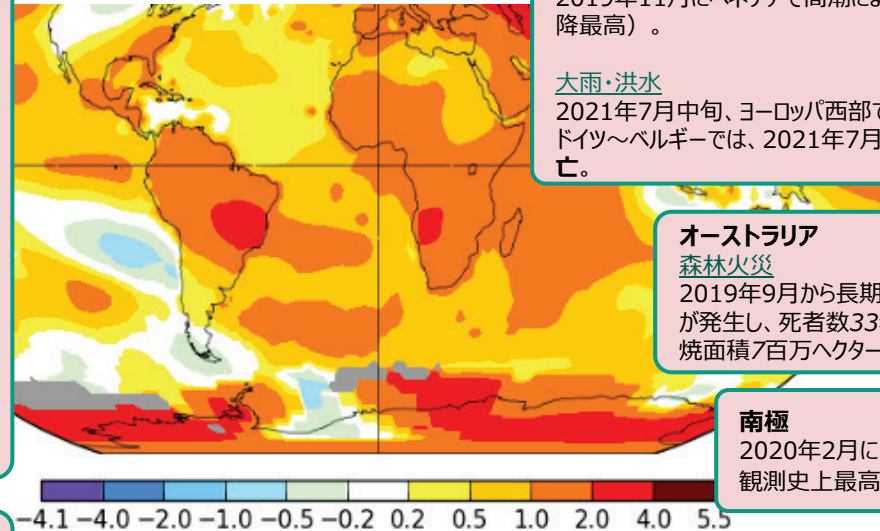
オーストラリア

森林火災

2019年9月から長期的かつ広範囲にわたって森林火災が発生し、死者数**33名**、住宅焼失**2000軒以上**、延焼面積**7百万ヘクタール**。

南極

2020年2月に、南極半島北端の Esperanz で観測史上最高の**18.3℃**を記録。



背景：1960年と2019年の年平均気温の差（℃）
 （NASA GISS Surface Temperature Analysisにより作成）

出典：WMO State of Global Climate in 2019、各種報道など

<IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次統合報告書（2023年3月）>

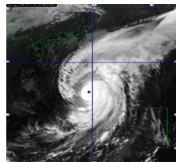
「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、

1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した」

- 既に気候変動による影響は様々生じており、地域の暮らしが脅かされている
- 将来、年平均気温や海面水温は更に上昇することが予測されている
(2023年の年平均気温は観測史上 最も暑い年)

気象災害

令和元年 台風19号



令和元年台風19号
(ひまわり8号赤外線画像、気象庁提供)

大型で強い勢力で関東地域に上陸。箱根町では、総雨量が1000ミリを超える。

令和2年 7月豪雨



令和2年7月豪雨
大分県日田市の流された橋

活発な梅雨前線が長期間停滞し、広い範囲で記録的な大雨。熊本県を中心に甚大な被害が発生。

令和4年 台風14号

大型で非常に強い勢力を保ったまま鹿児島県に上陸。広い範囲で暴風となったほか、高潮による被害も発生。

令和5年 梅雨期の大雨

6月初めは梅雨前線が本州付近に停滞し、東・西日本の太平洋側で線状降水帯が相次いで発生。167地点で24時間降水量が6月としての1位を更新。

農林水産業

高温による生育障害や品質低下

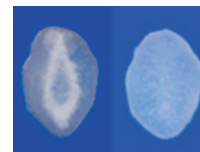


図 水稲の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面
(写真提供：農林水産省)

自然生態系

サンゴの白化、ニホンライチョウの生息域減少



図 サンゴの白化
(写真提供：環境省)

健康 (熱中症・感染症)

熱中症による死亡者数の増加、デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ
(写真提供：国立感染症研究所 昆虫医学部)

2. 国際的な動向

国際的な取組（パリ協定以降、脱炭素化が世界的な潮流に）



2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- ・ **2℃目標(1.5℃に抑える努力を継続)**、今世紀後半に**温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡**を達成
- ・ 適応、資金、能力構築、技術、透明性等、全ての国の関心を盛り込んだ包括的な内容
- ・ 5年ごとのサイクル

すべての国が**排出削減目標をNDC**として作ることを定めた

気候変動に関する
政府間パネル

2018年10月 IPCC1.5℃特別報告書公表

- **1.5℃特別報告書**：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す。

2018年12月 COP24

- ・ **パリ協定ルールブックの合意**（市場メカニズムルールを除く）

2021年11月 COP26

- ・ **パリ協定ルールブックの完成**（COP24で合意できなかった市場メカニズムルールの合意）
- ・ **グラスゴー気候合意**（1.5℃目標の達成に向けた野心の向上、適応、資金、損失と損害、実施 等）

2023年12月 COP28

- ・ パリ協定の目標に対する進捗を確認する**第1回グローバル・ストックテイク（GST）が完了**
- ・ **1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、化石燃料からの移行等に合意**

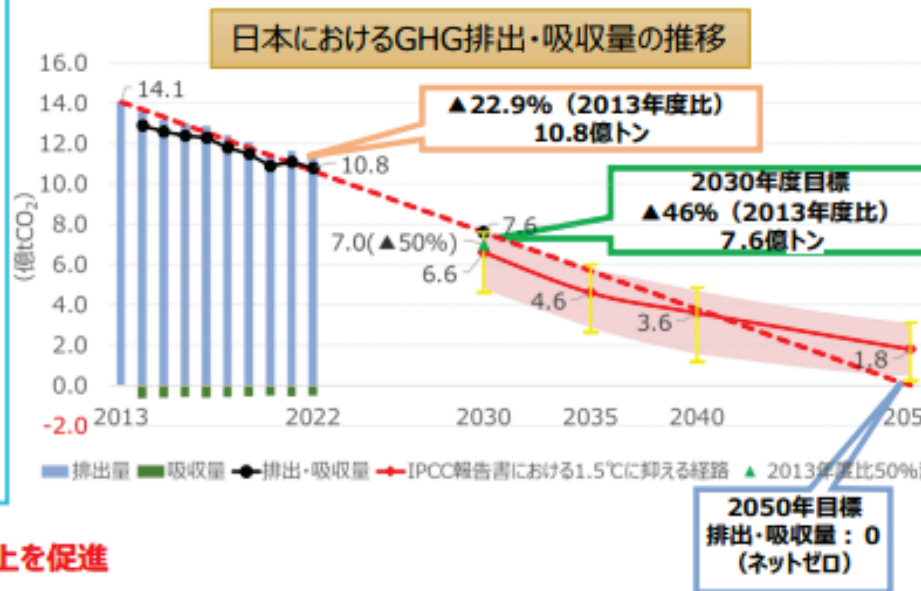
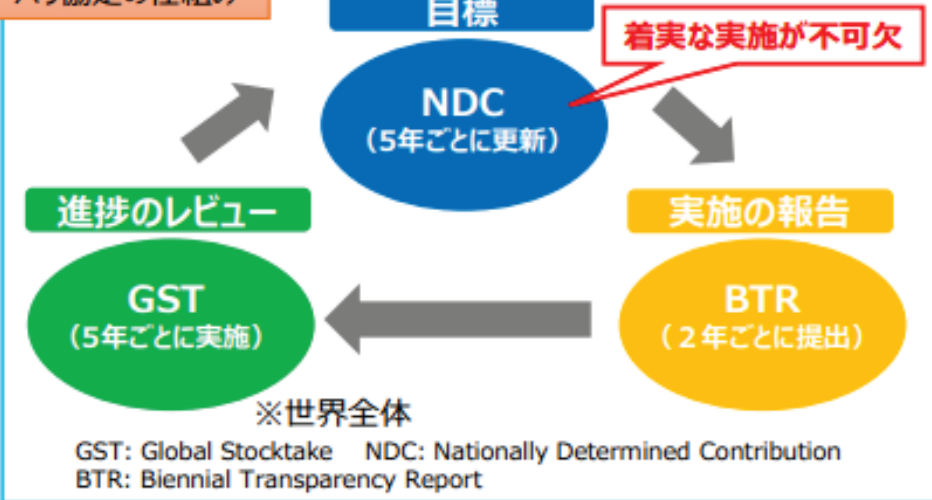
パリ協定の目標達成に向けた世界全体の
気候変動対策の**進捗評価**

NDC実施と透明性向上に向けた共同行動

2024年11月18日 日本国政府

- 各国は、2025年2月までに、グローバルストックテイクの結果を踏まえ、**1.5度目標と整合的で野心的なNDC**を提出する必要がある。
- 緩和は、**NDCで野心を掲げて終わりではなく、着実に実施し、その野心を実現してこそ意味を成す**継続的な活動である。
- 日本は、各国がNDCに基づき緩和の取組を着実に実施し、透明性を確保してその実施状況を世界と共有できるよう、このイニシアティブに沿って、**国際的な協力の下での共同行動を促進**する。

パリ協定の仕組み



NDC実施と透明性向上を促進

- 共同行動 1 : シナジーアプローチ
- 共同行動 2 : 市場メカニズムを通じた緩和の拡大
- 共同行動 3 : 世界の透明性向上

日本は、パリ協定の1.5度目標と整合的なNDCを掲げ、オントラックで着実に緩和の取組を継続し、BTR（COP29前に提出済）を通じてその取組を明らかにしている。

【参考】主要国の削減目標

※2023年12月時点



| | 中期目標 | 対象ガス | ネットゼロ 長期目標 |
|-------------|--|---|---------------|
| 日本 | 2030年度に▲46% (2013年度比) 50%の高みに向けて挑戦を続ける | 全てのGHG | 2050年 |
| 米国 | 2030年に▲50-52% (2005年比) ※2013年比▲45-47%相当 | 全てのGHG | 2050年 |
| 英国 | 2030年に少なくとも▲68% (1990年比) ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78% (1990年比) ※2013年比▲69%相当 | 全てのGHG | 2050年 |
| EU (仏・伊) | 2030年に少なくとも▲55% (1990年比) ※2013年比▲44%相当 | 全てのGHG | 2050年 |
| ドイツ | 2030年に▲65% (1990年比) ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88% (1990年比) ※2013年比▲84%相当 | 全てのGHG | 2045年 |
| カナダ | 2030年までに▲40-45% (2005年比) ※2013年比▲39-44%相当 | 全てのGHG | 2050年 |
| 中国 | 2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超 (2005年比) | CO ₂ のみ COP29で全てのGHGとなった | 2060年 |
| インド | 2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を▲45% (2005年比) 発電設備容量の50%を非化石燃料電源 | CO ₂ のみ | 2070年 |
| UAE | 2030年までにCO ₂ 、メタン、一酸化二窒素排出量を▲19% (2019年比) ※2023年7月更新 | CO ₂ 、メタン、 一酸化二窒素のみ ※代替フロン等4ガスを含まない。 | 2050年 |

※温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) は、CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) を指す。

COPにおけるこの3年の流れ

2023年 (COP28) UAE

2024年 (COP29) アゼルバイジャン

2025年 (COP30) ブラジル

先進国が重視する議題

■ 緩和

- 緩和作業計画実施を踏まえた決定、閣僚級ラウンドテーブル開催

■ グローバル・ストックテイク (5年に1度の世界全体のパリ協定の実施状況の評価)

- 2023年に世界全体の進捗等の評価
- 緩和、適応、実施手段と支援ごとに取りまとめ

■ 緩和

- 全ての締約国が 2025年に提出する次期NDC (温室効果ガス排出削減目標) 等について議論
- 第6条の完全運用化に向けて議論・決定

＜結果＞ NDCについては、締約国間で見解の一致が見られず、引き続き議論が継続されることとなった。等

■ 緩和

- 次期NDCのレビュー
- BTRのレビュー
- ミッション1.5

途上国が重視する議題

■ 適応

- 「適応に関する世界全体の目標」に係る「グラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画」終了、フレームワーク設置に向け議論

■ 資金

- 2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージ対応のため新たな資金面の措置 (基金を含む) 決定

■ 公正な移行

- 作業計画の策定、閣僚級会合開催

■ 資金

- 2020年1000億ドル目標の達成、2025年以降の長期資金に関する議論
- ロス&ダメージの資金取り決めについて話し合う「グラスゴー対話」が終了

＜結果＞ 途上国への支援目標を2035年までに現状の3倍の3000億ドル/年 (約46兆円/年) にすることで合意。

■ 適応

- UAE-ベレン作業計画

各国BTR提出
(2024年12月31日目途)

各国次期NDC提出
(2025年2月10日目途)

3. 我が国の現状

- 2020年10月26日に行われた第203回国会における前・菅内閣総理大臣所信表明演説において、**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年**カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略**である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



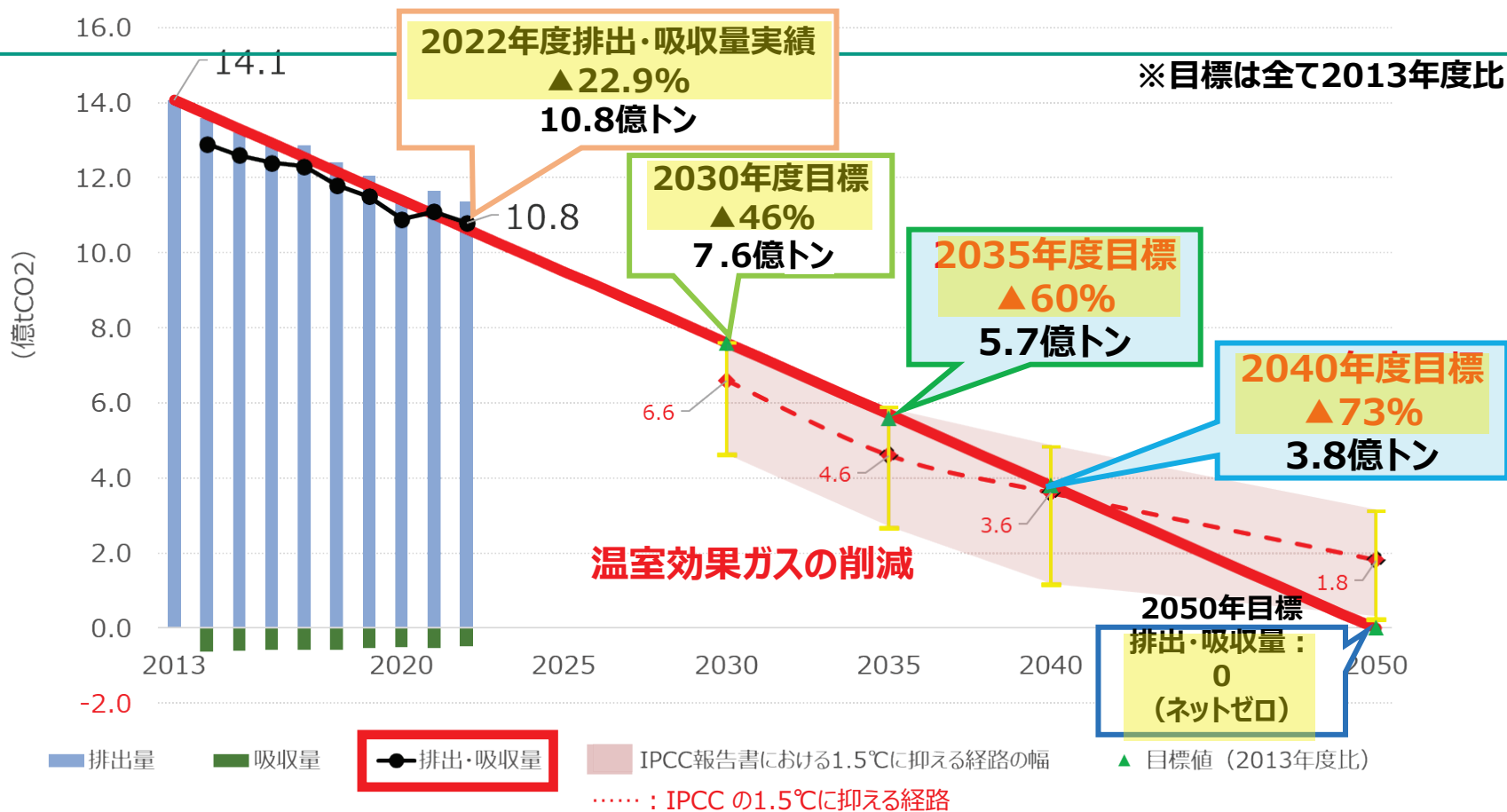
**地球温暖化対策を
日本の成長戦略へ**

第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202010/26shu_san_honkaigi.html

次期削減目標 (NDC)

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に統合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



地球温暖化対策計画 概要

2021年10月閣議決定

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標[※]等の実現に向け、計画を改定。

[※] 我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

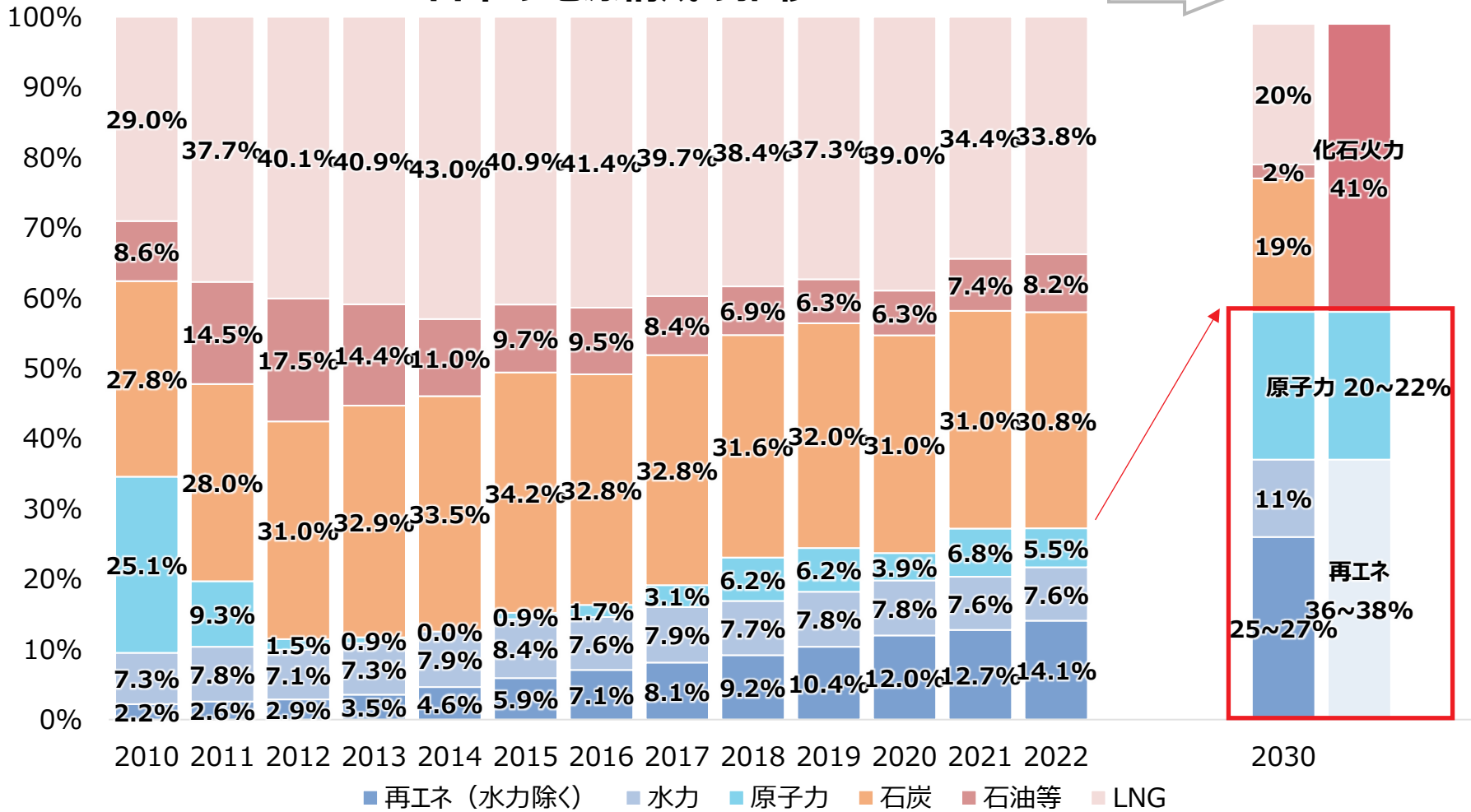
■ 少なくとも3年ごとに見直しに向けた検討を行うことが地球温暖化対策推進法に規定されている。

| 温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|---------|------|----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | | 12.35 | 6.77 | ▲45% | ▲25% |
| 部門別 | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37億t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

【参考】日本の電源構成の推移と2030年度の電源構成

脱炭素電源への転換がカギ

日本の電源構成の推移



出典：総合エネルギー統計（2022年度確報）、2030年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、**水素・アンモニア、CCUS等**を活用した火力の**脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業の省エネ**支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- **自動車分野**における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流分野の省エネ、航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の**「脱炭素先行地域」**を創出等
- **省エネ住宅**や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- **「成長志向型カーボンプライシング」**の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

GX（グリーン・トランスフォーメーション）について

GXとは

- 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換する概念
- 脱炭素と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指す

GXを支える法体系

(2023年5月成立)

GX推進法

- GX経済移行債の発行
- 成長志向型カーボンプライシングの導入

GX脱炭素電源法

- 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備
- 安全確保を大前提とした原子力の活用／廃炉の推進

GX推進戦略

(2023年7月28日閣議決定)

規制・支援一体型投資促進策

- 政府から10年間で20兆円規模の支援
- 10年間で150兆円超の官民投資
←GX経済移行債
- 環境省もGX財源を活用し、断熱窓改修、商用車電動化、地域脱炭素等の地域・くらし分野の取組を推進

成長志向型カーボンプライシング

炭素排出に値付けをし、GX関連製品・事業の付加価値向上
⇒GXに先行して取り組む事業者へのインセンティブ付与

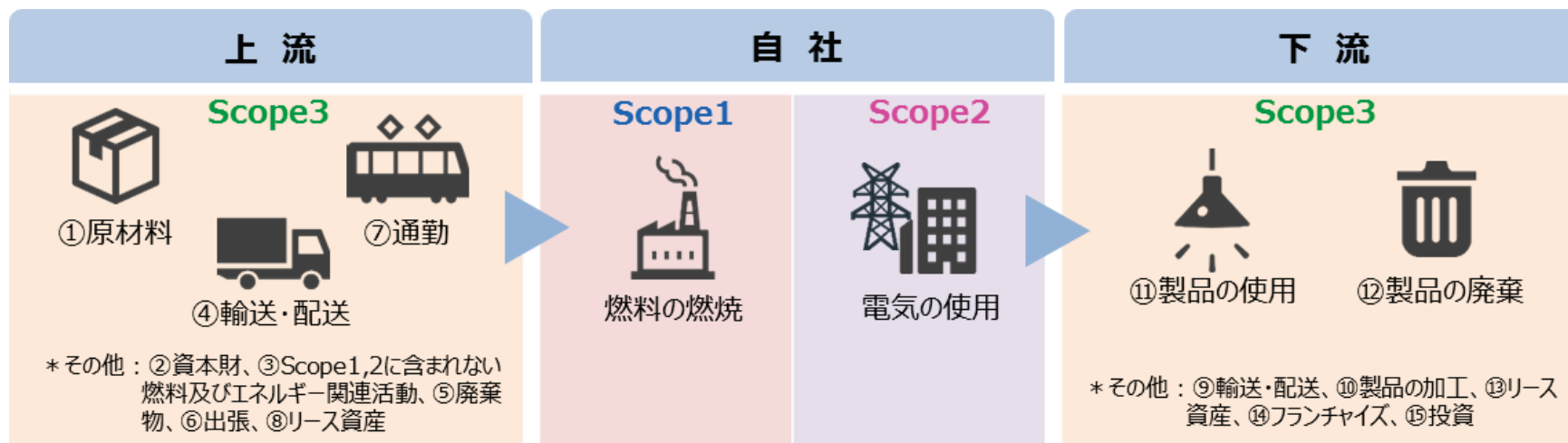
- 2026年度～ 「排出量取引制度」の本格稼働
- 2028年度～ 化石燃料賦課金（採取・輸入事業者）
- 2033年度～ 特定事業者負担金（発電事業者）

GX実行会議

- 総理を議長、官房長官・GX実行推進担当大臣（経産大臣）を副議長とした会議。
- 環境大臣は外務大臣、財務大臣とともに常設の構成員として出席するほか、有識者12名も参加。
- 2022年7月以来これまで12回開催され、GXに関わる方針等を議論。

サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



○の数字はScope 3のカテゴリ

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

【参考】GX2040ビジョン

令和6年5月13日
第11回GX実行会議 資料1

- ▶ これまで今後10年程度の分野ごとの見通しを示しGXの取り組みを進める中で、
 - ①中東情勢の緊迫化や化石燃料開発への投資減退などによる**量・価格両面でのエネルギー安定供給確保**、
 - ②DXの進展や電化による**電力需要の増加が見通される中、その規模やタイミング**、
 - ③いわゆる「米中新冷戦」などの**経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方**、について**不確実性が高まる**とともに、
 - ④**気候変動対策の野心を維持しながら多様かつ現実的なアプローチを重視する動きの拡大**、
 - ⑤**量子、核融合など次世代技術への期待の高まり** などの**変化も生じている**。
- ▶ **出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。**

2023常会

2024常会

水素法案
CCS法案

GX推進戦略

成長志向型カーボンプライシング構想

GX推進法

- ▶カーボンプライシングの枠組み
- ▶20兆円規模のGX経済移行債 等

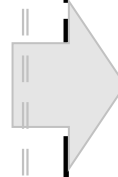
+

脱炭素電源の導入拡大

- ▶ 廃炉が決まった原発敷地内の建替

GX脱炭素電源法

- ▶ 原発の運転期間延長
- ▶ 再エネ導入拡大に向けた送電線整備 等



GX2040ビジョン

GX産業構造

GX産業立地

強靱なエネルギー供給の確保
＜エネルギー基本計画＞

成長志向型カーボンプライシング構想

- ▶カーボンプライシングの詳細設計
(排出量取引、化石燃料賦課金の具体化)
- ▶ AZEC・日米と連携したGX市場創造
- ▶ 中小企業・スタートアップのGX推進/公正な移行 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- ▶長期の脱炭素電源投資支援
- ▶送電線整備 等

10年150兆円規模の官民GX投資

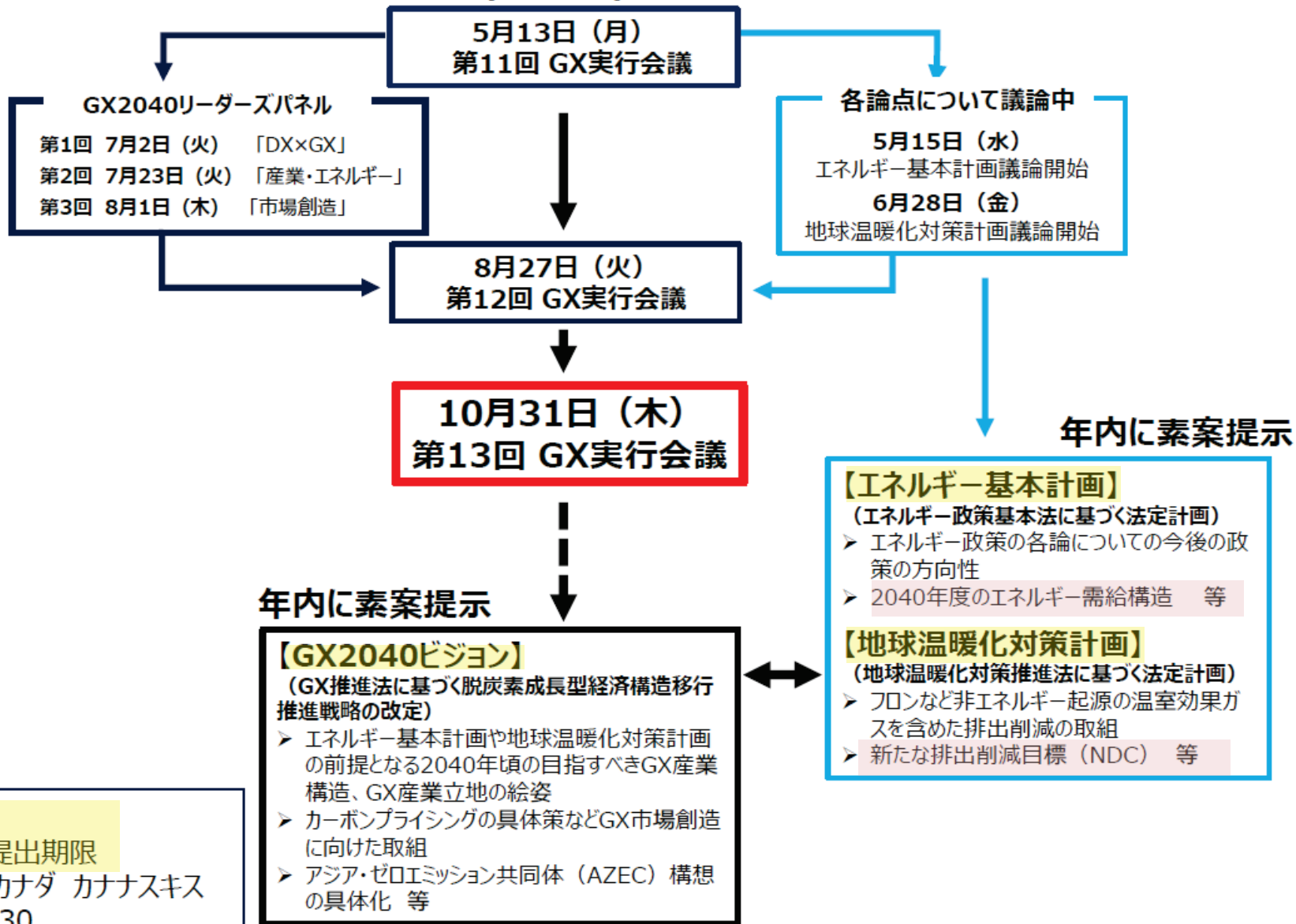
2030

2040

【参考】GX2040ビジョン

GX2040ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画に向けた検討 (イメージ)

令和6年10月31日
第13回GX実行会議 資料1



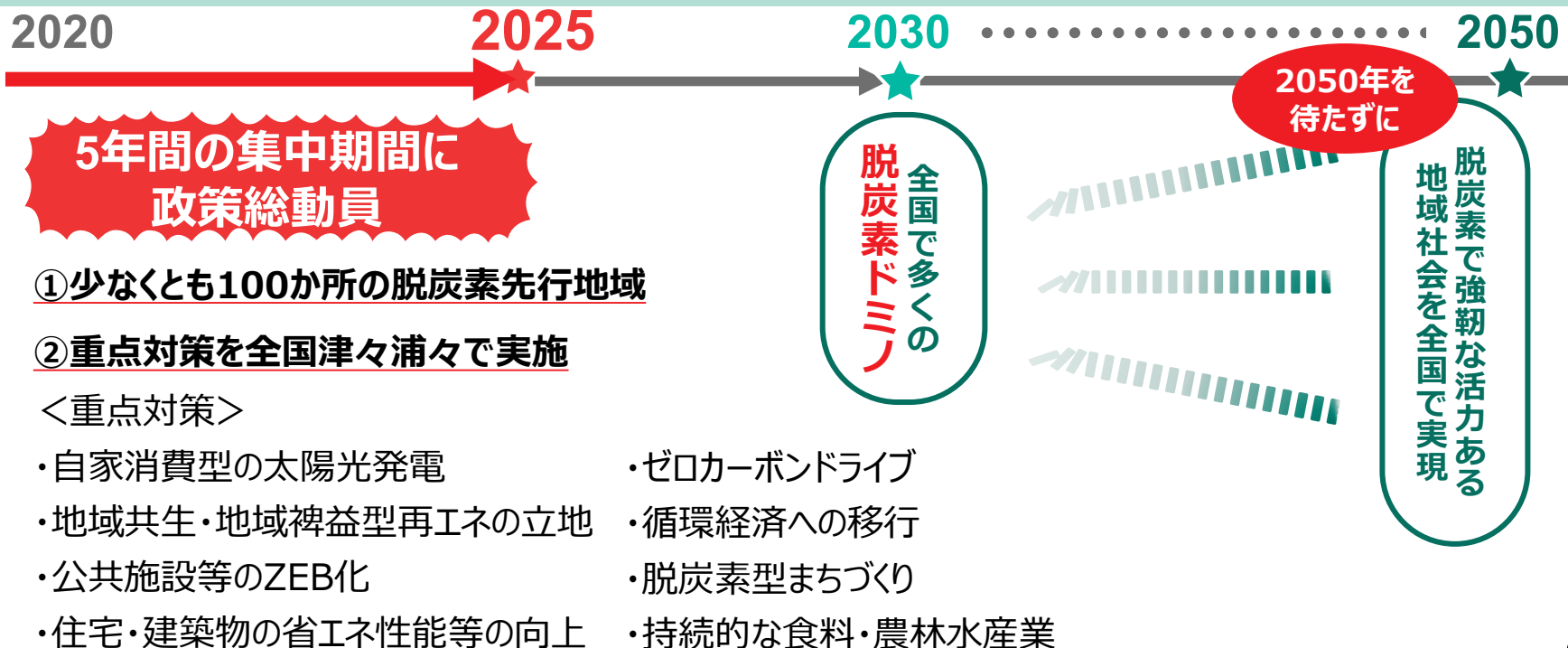
2025年
2月 NDC提出期限
夏 G7@カナダ カナナスキス
11月 COP30

4. 環境省の主な取組

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

(令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議)

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 加えて、継続的・包括的支援、ライフスタイルイノベーション、制度改革を実施
- **モデルを全国に伝搬し**、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量



スケジュール

| | 第1回選定 | 第2回選定 | 第3回選定 | 第4回選定 | 第5回選定 | 第6回選定 |
|------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 募集期間 | <2022年> 1月25日～2月21日 | <2022年> 7月26日～8月26日 | <2023年> 2月7日～2月17日 | <2023年> 8月18日～8月28日 | <2024年> 6月17日～6月28日 | <2025年> 2月3日～2月6日 |
| 結果公表 | 4月26日 | 11月1日 | 4月28日 | 11月7日 | 9月27日 | 未定 |
| 選定数 | 26 (提案数79) | 20 (提案数50) | 16 (提案数58) | 12 (提案数54) | 9 (提案数46) | - |

地域脱炭素推進交付金

■ 地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援。

| | | | | | |
|---------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 令和4年度予算 | 20,000百万円 | 令和4年度第2次補正予算 | 5,000百万円 | 令和5年度補正予算 | 13,500百万円 |
| 令和5年度予算 | 32,000百万円 | 令和5年度GX予算 | 3,000百万円 | | |
| 令和6年度予算 | 36,520百万円 | 令和6年度GX予算 | 6,000百万円 | | |
| 令和7年度要求 | 66,221百万円 | 令和7年度GX要求 | 10,000百万円 | | |

| | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 | 特定地域脱炭素移行加速化交付金 | |
|------|---|--|---|
| | 脱炭素先行地域づくり事業 | 重点対策加速化事業 | |
| | 民間裨益型自営線 マイクログリッド等事業 | | |
| 交付対象 | 脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体 (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等) | 自家消費型の太陽光発電等重点対策を複数年度で複合実施する地方公共団体 | 脱炭素先行地域に選定されている地方公共団体 |
| 交付率 | 原則 2 / 3 ^{※1} | 2 / 3 ~ 1 / 3、定額 | 原則 2 / 3 ^{※1} |
| 上限額 | 50億円 / 計画 ^{※2} | 都道府県：15億円 政令市、中核市、施行時特列市：12億円 その他市区町村：10億円 | 50億円 / 計画 ^{※2} |
| 支援内容 | <p>再エネ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入 再エネ発電設備（太陽光、風力、バイオマス等）、再エネ熱・未利用熱利用設備等 <p>効果促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記設備導入と一体となって、効果を一層高めるソフト事業 等 | <p>①～⑤の重点対策の組み合わせ等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用した、再エネ設備の設置事業) ③業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導 ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (ZEB、ZEH、既存住宅断熱改修事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ | <p>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援</p> |
| 備考 | <p>・FIT、FIP制度の適用を受ける場合や売電を主たる目的とする場合は対象外</p> <p>・改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、地方公共団体実行計画の策定又は改定が事業計画初年度中までになされていることが必須</p> <p>※1 風力・水力発電設備や基盤インフラ等の一部は、財政力指数等により交付率 3 / 4</p> <p>※2 特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額： 50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2 (上限10億円))</p> | | |

<参考：交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合

国



地方公共団体

(b)民間事業者等が事業を実施する場合

国



地方公共団体



民間事業者等

脱炭素先行地域づくり事業（第1回～第5回）



- 2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行するよう、環境省が継続的・包括的に支援。
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。
- これまでに、全国38道府県108市町村の82提案を選定。

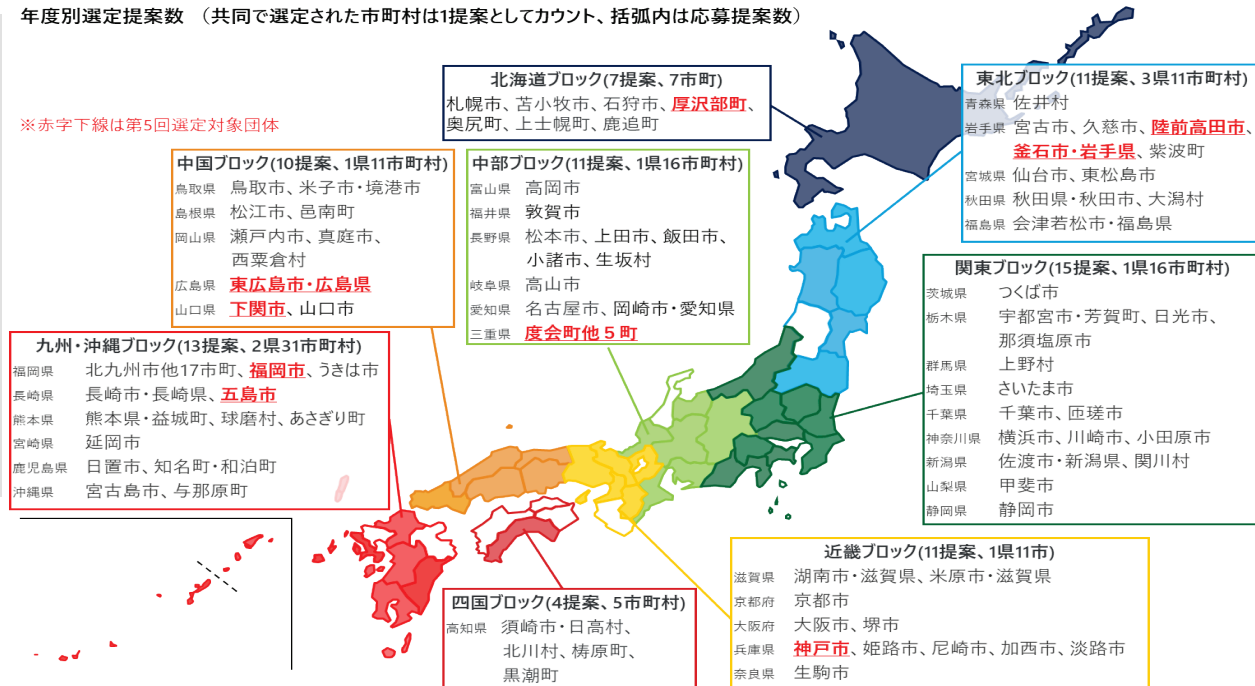
脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

※赤字下線は第5回選定対象団体



重点対策加速化事業（令和4年度～令和6年度）

■ 全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、**149自治体**を選定
（35府県、88市、26町）

令和7年度は3/10～3/18で募集中。内示予定は5月下旬～6月上旬

| 令和4年度開始 | 令和5年度開始 | 令和6年度開始 |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 32自治体 (11県、15市、6町) | 77自治体 (18県、47市、12町) | 40自治体 (6府県、26市、8町) |

中国ブロック(4県、10市町)

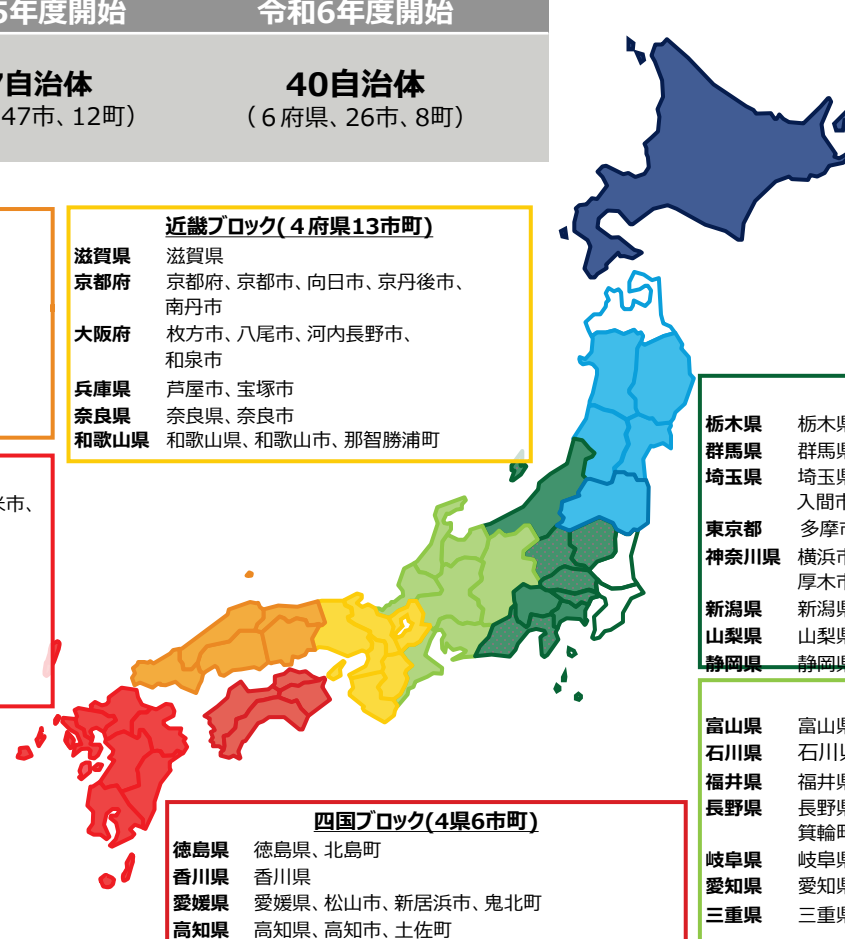
鳥取県 鳥取県、南部町
 島根県 島根県、出雲市、美郷町
 岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
 広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
 山口県 山口県

近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県
 京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
 大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市
 兵庫県 芦屋市、宝塚市
 奈良県 奈良県、奈良市
 和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、宗像市、糸島市、大木町
 佐賀県 鹿島市
 長崎県 長崎県、松浦市
 熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
 大分県 大分県、中津市
 宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
 鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市



北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
 宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
 秋田県 鹿角市
 山形県 山形県、山形市、長井市
 福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
 群馬県 群馬県
 埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
 東京都 多摩市
 神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
 新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
 山梨県 山梨県
 静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
 石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町
 福井県 福井県、越前市
 長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
 岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
 愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
 三重県 三重県、いなべ市、志摩市

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町
 香川県 香川県
 愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町
 高知県 高知県、高知市、土佐町

近畿の重点対策加速化事業採択自治体のうち、事業者向け補助がある自治体

| No. | 都道府県 | 選定自治体 | 省エネ設備 | 再エネ設備 | |
|-----|------|-------|--------------------|--|----------------------|
| 1 | 滋賀県 | 滋賀県 | — | ・太陽光 (PPA含む) ・蓄電池 (PPA含む) | |
| 2 | 京都府 | 京都府 | — | ・太陽光 (PPA含む) ・ソーラーカーポート (PPA含む) ・蓄電池 等 | |
| 3 | | 京都市 | ・高効率空調 ・高効率照明 等 | ・太陽光 (PPA含む) ・蓄電池 (PPA含む) | |
| 4 | | 南丹市 | ・高効率空調 | ・太陽光 (PPA含む) ・ソーラーカーポート (PPA含む) | |
| 5 | | 向日市 | — | ・太陽光 | |
| 6 | | 京丹後市 | ・バイオマスボイラー | ・太陽光 ・蓄電池 | |
| 7 | | 枚方市 | — | ・太陽光 | |
| 8 | | 大阪府 | 八尾市 | ・高効率空調 ・高効率照明 等 | ・太陽光 (PPA含む) ・蓄電池 |

| No. | 都道府県 | 選定自治体 | 省エネ設備 | 再エネ設備 |
|-----|------|-------|---------------------|------------------------------|
| 9 | 大阪府 | 河内長野市 | — | ・太陽光 (PPA含む) ・蓄電池 (PPAのみ) |
| 10 | | 和泉市 | — | ・太陽光 ・蓄電池 |
| 11 | 兵庫県 | 芦屋市 | ・高効率空調 ・EV・PHV 等 | ・太陽光 ・蓄電池 |
| 12 | | 宝塚市 | ・高効率空調 ・ZEH 等 | ・太陽光 ・蓄電池 |
| 13 | 奈良県 | 奈良県 | — | — |
| 14 | | 奈良市 | ・高効率空調 ・ZEB | ・太陽光 (PPA含む) |
| 15 | 和歌山県 | 和歌山県 | ・高効率空調 ・高効率照明 等 | ・太陽光 ・蓄電池 |
| 16 | | 和歌山市 | — | ・太陽光 (PPA含む) |
| 17 | | 那智勝浦町 | ・高効率空調 ・EVカーシェア | ・太陽光 ・蓄電池 |

※重点対策加速化事業で交付できる太陽光発電設備はFIT/FIP制度との併用不可
 ※“PPA含む”とは自己所有の他、第三者所有 (PPA・リース等) も対象であることを示す

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

1. 事業目的

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間利益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

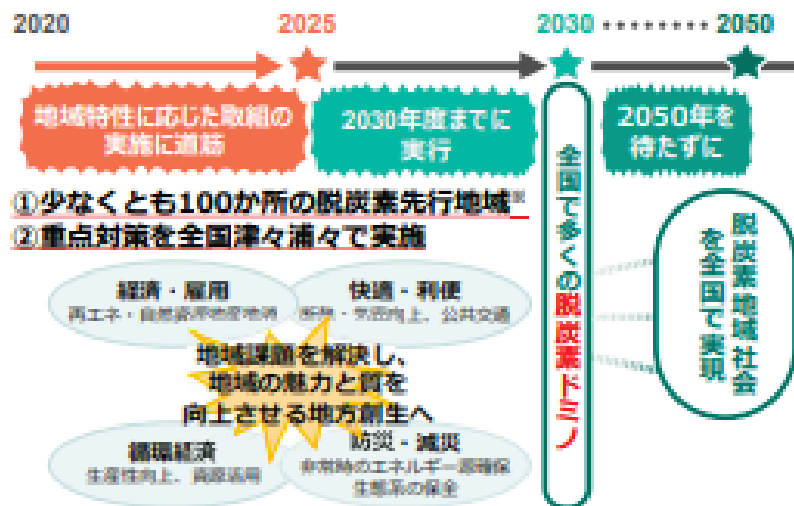
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

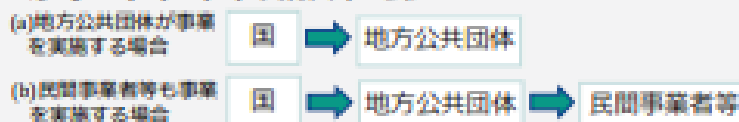
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

5. 主な補助事業

(執行団体が窓口)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等

主な補助事業に対し、令和6年度は**下記の執行団体**が事業を執行

工場・事業場のCO2削減

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業
(SHIFT事業)

一般社団法人温室効果ガス審査協会
<https://www.gaj.or.jp>

レジリエンス

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

一般財団法人環境イノベーション情報機構
<https://www.eic.or.jp>

地域共生

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

一般財団法人環境イノベーション情報機構
<https://www.eic.or.jp>

ZEB、ZEH普及促進

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

一般社団法人静岡県環境資源協会
<http://www.siz-kankyuu.jp>

住宅のZEH・省CO2化促進事業（うちZEH化支援事業）

一般社団法人環境共創イニシアチブ
<https://sii.or.jp>

住宅のZEH・省CO2化促進事業（うち断熱リフォーム支援事業）

公益財団法人北海道環境財団
<http://www.heco-spc.or.jp>

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和7年度予算（案） 2,786百万円（新規）】
【令和6年度補正予算額 3,000百万円】

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標を達成するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しすることでバリューチェーン全体のCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（※継続案件のみ）
- ④ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②③間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、④委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果



- ・ 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- ・ CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- ・ CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信



② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の現状・課題を見える化

- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



最終年度

【令和7年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3

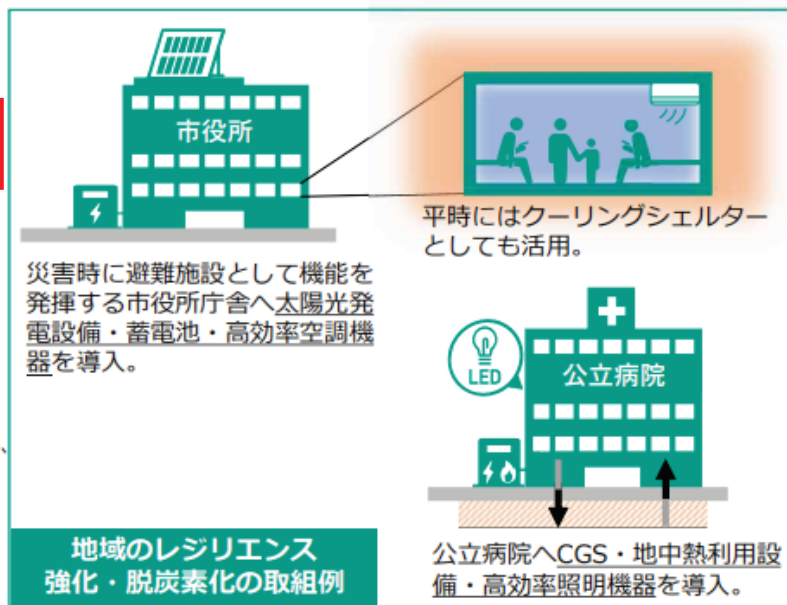
■補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等
- 導入



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

(浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）を達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業【委託】

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

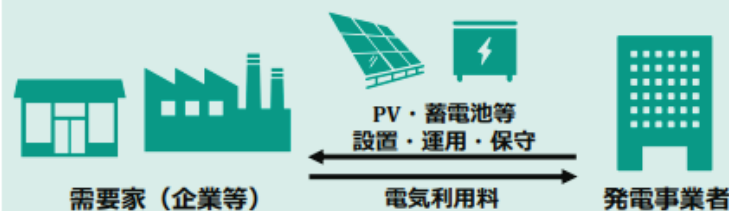
- 事業形態
 - ① 間接補助事業 太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3）
 - ② 委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

| | 業務用施設 | 産業用施設 | 集合住宅 | 戸建住宅 |
|--------|-------|--------|------|--------|
| PPAリース | | 5万円/kW | | 7万円/kW |
| 購入 | | 4万円/kW | | - |

- * 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
- * EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、**営農地・水面等を活用した太陽光発電**について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電設備（**ソーラーカーポート等**）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

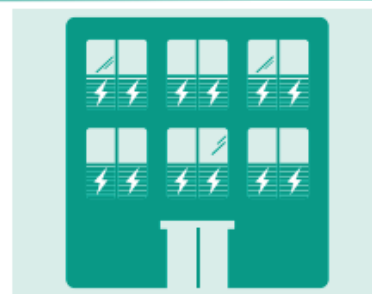
3. 事業スキーム

- 事業形態 **①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）**
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

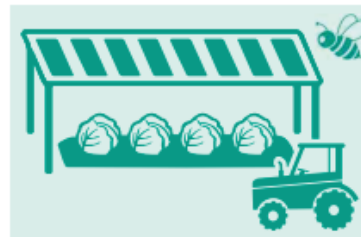
4. 事業イメージ



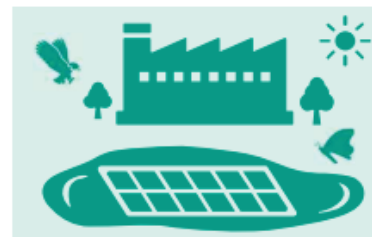
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。

◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3~1/4 (上限3~5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 補助対象等

| 延べ面積 | 補助率等 | |
|----------------|--|--|
| | 新築建築物 | 既存建築物 |
| 2,000㎡未満 | 『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外 | 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外 |
| 2,000㎡~10,000㎡ | 『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 | 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 |
| 10,000㎡以上 | 『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4 | 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2 |

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度予算(案) 1,200百万円】
【令和6年度補正予算額 11,175百万円 (※4年間で総額34,373百万円の国庫債務負担)】

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿(ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保)を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング/くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業 ※令和6年度補正予算事業、一部令和7年度予算(案)事業
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等
・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額(補助率1/2~1/3相当)等

(2) 業務用建築物の脱炭素改修先進モデル導入事業 ※令和7年度予算(案)事業
既存の業務用建築物の先進的な脱炭素改修を促進するため、脱炭素改修の実施に併せて、建築物のライフサイクル全体でのCO2排出量の低減に資する技術・建材等を取り入れたモデル実証を実施する取組に対して支援を行い、技術面・調達面等も考慮した社会実装モデルの創出に貢献する。

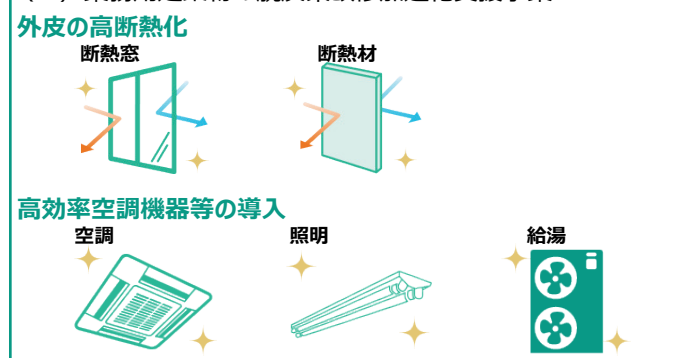
○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等
○補助の考え方：脱炭素改修：改修内容に応じて補助率1/2~1/3、モデル実証：補助率2/3

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 地方公共団体、民間企業者・団体
- 実施期間： 令和5年度~

4. 事業イメージ

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

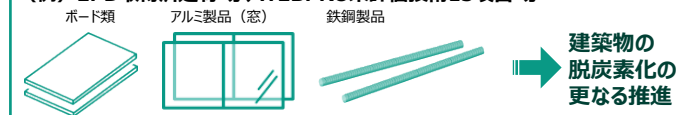


省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

(2) 業務用建築物の脱炭素改修先進モデル導入事業

外皮の高断熱化・高効率空調機器等の導入
+ CO2削減効果の高い技術・建材の導入のモデル実証も実施

(例) EPD取得済建材等、WEBPRO未評価技術15項目等



※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

**戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）**



【令和7年度予算（案） 5,550百万円（7,550百万円）】
【令和6年度補正予算額 940百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング/高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

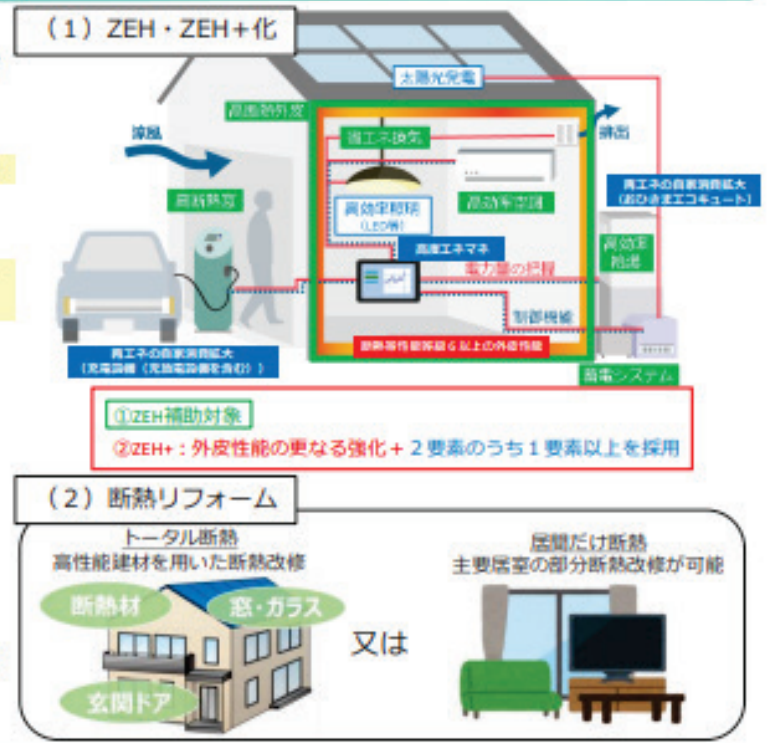
- 戸建住宅のZEH、ZEH+化** 高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
 - ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ②ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：90万円/戸
 - ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
 - ④上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額2万円/戸等
- 既存戸建住宅の断熱リフォーム** 補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等級性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

| | | |
|-----------|----------------|---------------|
| ■事業形態 | (1) (2) 間接補助事業 | (3) 委託事業 |
| ■補助対象・委託先 | (1) (2) 住宅取得者等 | (3) 民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 令和3年度～令和7年度 | |

4. 補助対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 (経済産業省連携事業)



【令和7年度予算(案) 5,020百万円(新規)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所(同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等)への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

<対象>

- ・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

<主な要件>

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率: 2/3、3/4)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話: 03-3501-4031

※その他、令和7年度からの新規補助金として、“Scope 3 削減促進”、“バリューチェーン全体の脱炭素”、“ハイブリッドバストラック”、“運輸部門先進的システムの社会実装”、“空港-港湾内車両の脱炭素”がある



環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : CN-Kinki@env.go.jp

TEL : 06-6881-6511

最寄り駅 : JR桜ノ宮駅

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和7年度予算（案） 2,000百万円（新規）】

※3年間で総額 5,000百万円の国庫債務負担

バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の削減に資する省CO2設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する。

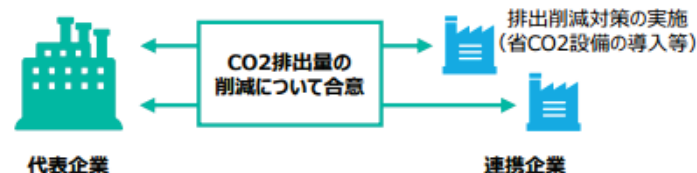
- 主な要件：
 - ・ 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
 - ・ 代表企業は、2者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
 - ・ 代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること
- 補助対象設備：現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入
- 補助率：中小企業：1/2
大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）
- 補助上限額：1.5億円（1事業者につき）
- 事業期間：最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

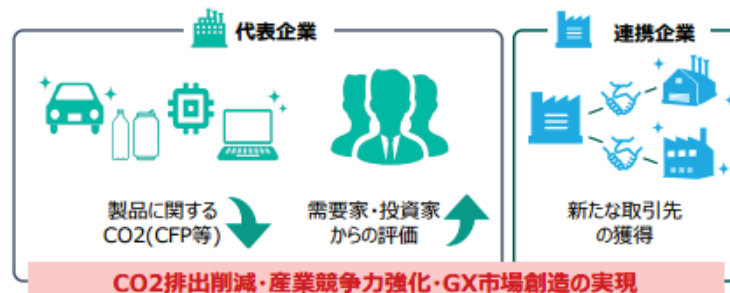
4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進



バリューチェーン全体の省CO2設備投資の促進

事業効果



お問合せ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営(気候変動対策の観点を取り入れた企業経営)を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

(1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

(2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

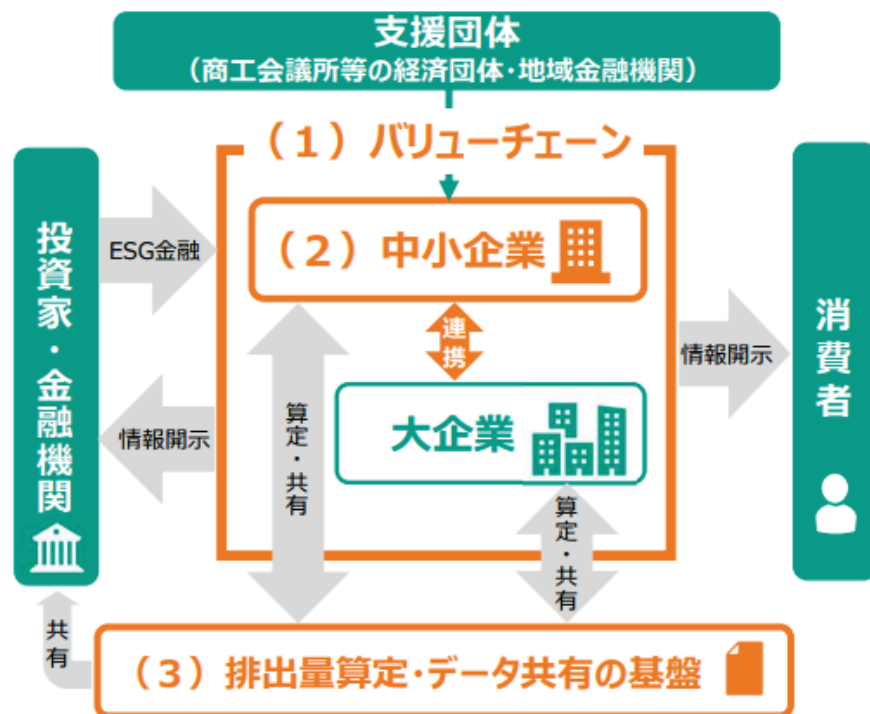
(3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ





【令和7年度予算（案） 3,302百万円（3,302百万円）】

ハイブリッド及び天然ガストラック・バス、低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援します。

1. 事業目的

- ・現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援。（①）
- ・資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進。（②）

2. 事業内容

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う。

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してよりCO2削減効果の高いトラック（2025年度燃費基準相当を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 ①1/2、② 1/2～1/3）
- 委託先及び補助対象 民間事業者等（②は中小トラック運送業者に限る。）
- 実施期間 令和元年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2等

②低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

補助率：買い替えの場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/2
新規購入の場合は、
標準的燃費水準車両との差額の1/3

※ 2025年度燃費基準+5%達成車等は+5万円とする。



HVトラック・NGVトラック

HVバス・NGVバス



運輸部門の脱炭素化に不可欠な**先進的システムを実証**し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展(基礎研究や製品開発)は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組(水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等)のモデル的な実証を行う。

(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

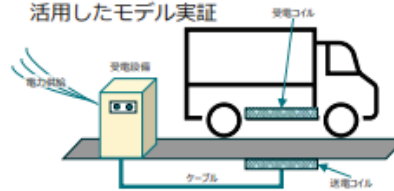
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託(1)~(4)、直接補助事業(補助率:1/2)(1),(3)、間接補助事業(補助率:2/3)(4)
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)~(3) 令和6年度~令和10年度、(4) 令和7年度~令和9年度

4. 事業イメージ

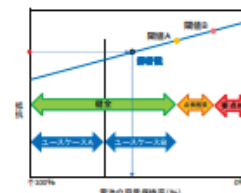
(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における非接触給電を活用したモデル実証



(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標(閾値)の整理



(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ 草刈り機



産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）



環境省



【令和7年度予算（案） 1,162百万円（1,822百万円）】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

(1) 空港における脱炭素化促進事業

- ① 空港における再エネ活用型GPU等導入支援
- ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

(2) 港湾における脱炭素化促進事業

再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

(3) 海事分野における脱炭素化促進事業

LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

(4) フォークリフトの燃料電池化促進事業

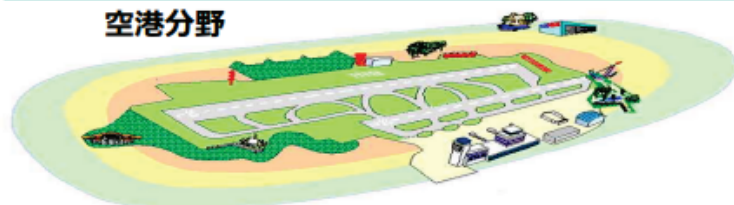
燃料電池フォークリフト導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(1),(2),(4)/直接補助事業(3)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和9年度

4. 事業イメージ

空港分野



港湾分野



海事分野



フォークリフト



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341